

(整理番号 0508)

令和5年度 栃木地方最低賃金審議会
第3回栃木県最低賃金専門部会 議事要旨

公 開

開催日時	令和5年8月7日(月) 13時28分 ~ 16時35分					
開催状況	公 益 代表委員	出席3人	労働者 代表委員	出席2人	使用者 代表委員	出席3人
		定数3人		定数3人		定数3人
主要議題	1 栃木県最低賃金の金額改定について 2 その他					
議事録・議事要旨	議 事 要 旨					
<p>1 栃木県最低賃金の金額改定について</p> <p>はじめに、前回の結論を共有した後、公労協議・公使協議が行われ、それぞれ金額提示が行われた。</p> <p>(1) 労使の意見</p> <p>【労働者側】</p> <p><主張の概要></p> <p>中央最低賃金審議会において示された目安は、加重平均1002円に到達するものであり、1000円を超えるこの2円の意味を重く受け止めつつ、本年すでに目安にプラスして結審している都道府県もある状況を踏まえてほしい。また、現行最低賃金では、年に2000時間働いたとしても年収200万に到達せず、補助金や助成金等の優遇政策のある使側に対して、労働者、特に最低賃金近傍で働いている者にとっては、年1回しかないこの最低賃金引上げしか賃上げをする機会がない、等の主張がなされた。</p> <p><金額提示></p> <p>44円引上げ(連合調査の栃木県内パートの賃金引上げ率が4.95パーセント、金額に換算すると43.3円であり、これを切り上げたもの)</p> <p>42円引上げ(隣接県であり同じBランクの福島が目安+2円で結審されたことを根拠として、目安+2円で最終提示)</p> <p>【使用者側】</p> <p><主張の概要></p> <p>デフレ下での使用者側の対応についても考慮してもらいたい、消費者物価指数の内訳が出されているのは県内で宇都宮市のみであり県全体を視野に入れるべきではないが、大幅な賃上げは体力のない中小・零細企業にとって身の丈にあっていない、インボイス制度の開始・社保加入条件拡大での会社負担の増加も勘案して改定日の変更についても考慮してもらいたい、等の主張がなされた。</p> <p><金額提示></p> <p>35円引上げ(現行913円に消費者物価指数(宇都宮市)持家の帰属家賃を除く総合の2023年6月、前年同月比+3.8%をかけたもの)</p> <p>37円引上げ(37円最低賃金を引上げた場合の影響率が13.94%なのに対し、38円だ</p>						

と 17.79%と大きな差が生じるため、37 円の引上げを最終提示)

(2) 結審状況等について

公労協議・公使協議を経て、労働者代表委員 4 2 円の引上げ、使用者代表委員 3 7 円の引上げとの主張で膠着したため、公益委員は、通常の事業の支払い能力について、企業の利益や業況においてコロナ禍からの改善傾向はみられるものの、労働分配率が比較的高い中小企業・小規模事業者においては、コロナ禍や原材料費等の高騰により賃上げ原資を確保することが難しい企業もある一方、賃金については、春季賃上げ妥結状況における賃金引上げの水準、今年の賃金改定状況調査結果における賃金上昇率の増加が認められ、労働者の生計費については、必需品的な支出項目に係る消費者物価の前年を上回る上昇を勧告する必要があるとして、引上げ額を 4 1 円、時間額 9 5 4 円、発効日を令和 5 年 1 0 月 1 日とする公益見解を示した。加えて、賃上げしやすい環境整備、各種助成金の拡充、価格転嫁対策等の付帯事項を付することを提案した。

協議の結果、労働者代表委員は公益見解について同意したが、使用者代表委員は同意できない旨主張し、全会一致に至らなかった。そのため、採決を行い、賛成 4 (公益 2、労側 2): 反対 3 (使側 3) の賛成多数により可決した。

また、審議会会長あての報告書について審議し、原案どおり決議された。

2 その他
特になし